

統合後の跡地等の活用について

1 区立中学校の統合方針

- ・ 統合後の跡地等の活用(10 ページ)

統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討します。

今後、学校施設更新計画に基づき、老朽化する小中学校の施設を計画的に更新していく予定です。更新期間中の環境の確保、工期の短縮やコストの縮減を図るため、統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討していきます。

2 学校施設更新計画

(1) 仮設校舎の確保

仮設校舎の必要性を慎重に見極め、必要と判断した場合は、学校運営を支障なく行える仮設校舎の確保を図ります(空き校舎の仮設校舎としての活用も含む)。

(2) 更新順位

順位	南部地区	周辺地区		
		東部地区	中央地区	西部地区
高い  低い	向原小学校	田道小学校	鷹番小学校	大岡山小学校
	原町小学校	不動小学校	油面小学校	第十中学校
	月光原小学校	中目黒小学校	上目黒小学校	東根小学校
		大鳥中学校	五本木小学校	八雲小学校
				中根小学校

→ 統合後の跡地や跡施設につきましては、南部地区やその周辺の小学校建替え時の仮設校舎として順次活用の検討をしていきます。

(3) 更新スケジュール

年度当たりの財政負担の平準化を図りつつ学校施設全体を適切に更新するため、毎年1校ずつ着手することとしています。

→ 長期にわたり跡地を学校施設の更新に活用していくことが見込まれますので、学校施設更新以外の用途で跡地を利用するのは少なくとも10年以上先になると考えています。

3 学校施設更新後の跡地利用について

当面は学校施設の更新に活用する予定であり、現時点では、その後の具体的な活用の見通しを立てることが難しいため、その時点の行政需要を踏まえ、効果的・効率的な活用に向けた対応を区長部局と連携し、地域のご意見を伺いながら検討していきます。

なお、旧第四中学校跡地の暫定利用や跡地活用計画の策定については裏面のとおりです。

区立第四中学校跡地の施設建設までの経緯について(参考)

1 暫定利用について

平成 27 年 5 月から平成 29 年 3 月まで(体育館は平成 28 年 9 月まで)の期間実施した。

※ 区立第四中学校は平成27年3月に統合により閉校

(1)大鳥中学校の部活動使用(体育館・校庭)

大鳥中学校の体育館・校庭が各部活動で利用が競合した場合に、跡地にある体育館と校庭を以下の時間帯に利用した。

平日	午後 3 時半～6 時
土日・長期休業期間	午前 10 時～午後 6 時

(2)学校開放事業に準じた暫定開放(体育館・校庭)

地域におけるスポーツ振興と区民相互の交流促進を図るため、従来の学校開放事業に準じた形で、以下の時間帯に暫定的に区民に開放した。

平日	午後 7 時～9 時(体育館)
日曜(第2・第4)	午後 0 時～午後 2 時、午後 2 時～午後4時

(3)地域避難所

災害時に備え、地域避難所として活用した。

2 跡地活用計画決定までの経緯

平成 27 年	4 月～5 月	区民からのアイデア募集 実施
	6 月～9 月	第四中学校跡地活用検討懇話会 開催(全 4 回) ※ 学識経験者、地元関係団体、公募区民により構成
	10 月	懇話会から「第四中学校跡地活用に関する意見書」提出
平成 28 年	1 月	第四中学校跡地活用計画素案 決定
	1 月～2 月	意見募集実施、区民説明会実施
	4 月	第四中学校跡地活用計画案 決定 区民説明会実施 第四中学校跡地活用計画 決定

以 上